

# 三鷹市少年サッカー連盟 < 規 約 >

## 第1章 総 則

### 第1条 名 称

本会を三鷹市少年サッカー連盟という。(以下「本会」という)また、MJSCと称する。

### 第2条 目 的

本会は三鷹市サッカー協会の協力団体として共に連携を図り、主に三鷹市の15歳以下の子どもたちのサッカー活動の普及発展と青少年の健全育成を目的とする。

### 第3条 所在地

本会の所在地を代表者宅に置く。

## 第2章 事業(活動)

### 第4条 事 業

本会は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1)各種サッカー大会の主催(大会事業)
- (2)15歳以下のサッカー選手育成事業(育成事業)
- (3)指導者・審判員の育成事業(育成事業)
- (4)各種サッカーアイベントの企画・運営(普及啓発及びその他の事業)
- (5)本会と他の団体との連携・協力事業(連携協力事業)
- (6)その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役 員

### 第5条 役 員

本会に次の役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 2名
- (3)事務局 1名
- (4)会計 1名
- (5)会計監査 1名
- (6)監事 1名
- (7)専門委員会委員長・副委員長 若干名
- (8)東京都9ブロック少年連盟委員 若干名
- (9)サッカー協会連絡委員 若干名

### 第6条 選 任

役員は総会において選任される。

### 第7条 職 務

- 1 代表は本会を代表しその職務を総理する。
- 2 副代表は代表を補佐し代表に事故あるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 事務局は登録団体から選出され、その職務を執行する。また、事務局と他の役員は兼ねることが出来る。
- 4 会計は本会の主催する事業に係る会計とする。また、会計と他の役員は兼ねることが出来る。
- 5 会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 監事は本会の事業及び活動を監査する。
- 7 専門委員会委員長・副委員長は各専門委員会より選出され、本会の業務を執行する。

- 8 サッカー協会連絡委員は本会と三鷹市サッカー協会との連携を図る事を職務とする。
- 9 東京都9ブロック少年連盟委員は総会にて選出されブロック大会での業務を執行する。
- 10 役員は役員会を構成し、この規約の定め及び総会の決議に基づいて、本会の業務を執行する。

## 第8条 任 期

- 役員の任期は以下の通りとする。
- (1) 役員の任期は2年間とし再任を妨げない。また任期中に何らかの理由で役員の交代を行う場合は前任者の残任期間とする。
  - (2) 役員はその任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

## 第9条 解 任

- 1 役員が次の号の1つに該当する場合には総会の決議によりこれを解任することができる。但し、急を要する交代で総会での決議が行えない場合は、運営会議にて決議を行い、直近の総会にて改めて確定を行う事が出来る。
  - (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2)職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第10条 報 酬

- 1 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、総会の決議を経て代表が別に定める。

# 第4章 会 議

## 第11条 会 議

- 1 本会の会議は総会と運営会議及び役員会の3種類とする。
- 2 総会は定例総会と臨時総会とする。
- 3 運営会議は本会の円滑な運営が行なわれるよう基本的に月1回の開催を行う。
- 4 役員会は総会及び運営会議の開催にあたり必要に応じその議題及び内容の検討を行うため代表が招集し開催される。

## 第12条 総会の構成

総会は登録団体代表者及び役員で構成される。

## 第13条 総会の権能

- 総会は以下の項目について決議する。
- (1)規約・細則の変更
  - (2)事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (3)事業報告及び収支決算
  - (4)役員の選任または解任、職務および報酬
  - (5)本会の事業にかかる費用の決定
  - (6)組織および運営について
  - (7)登録団体の認定
  - (8)その他、運営に関する重要事項

## 第14条 総会の開催

総会は年1回代表が招集する。但し代表が必要と認めたとき、又は役員の2分の1以上から開催の要求があったとき、代表は臨時に総会を招集しなければならない。

## **第15条 総会の招集**

代表は前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

## **第16条 総会の定足数**

総会は役員及び登録団体代表者総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

## **第17条 総会の決議**

総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した各登録団体代表者の過半数をもって決し、可否同数の時は代表の決するところによる。

## **第18条 総会の表決権**

- 1 各役員及び各登録団体代表者の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会を欠席する役員及び登録団体代表者は、他の役員及び登録団体代表者を代理人として表決を委任状をもって委任することができる。
- 3 総会の決議に関して、特別の利害関係を有する役員及び登録団体代表者は、その議事の議決に加わることはできない。

## **第19条 総会の議事録**

1 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
  - (2)出席者総数(委任者数も記載)
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は選任された会議出席者が作成する。

## **第20条 運営会議**

運営会議は各登録団体より選出された運営委員若干名及び役員をもって構成する。

## **第21条 運営会議の権能**

運営会議は次の事項を審議し決議する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会で決議した事項の執行に関する事項
- (3)細則の改正に関する事項
- (4)その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

## **第22条 運営会議の開催**

運営会議の開催は、第11条3項とし、その他、委員長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上から開催の要求があったとき、代表は運営委員会を招集しなければならない。

## **第23条 運営会議の招集**

代表は前条の規定による請求があったとき、その日から15日以内に運営会議を招集しなければならない。

## **第24条 運営会議の決議**

運営会議の議事は、構成員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は代表の決するところによる。

## **第25条 運営会議の表決権**

- 1 各役員及び運営委員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない役員及び各登録団体運営委員は、他の会議出席者を代理人として表決を委任することができる。
- 3 運営会議の決議に関して、特別の利害関係を有する役員及び運営委員は、その議事の議決に加わることはない。

とはできない。

## 第26条 運営会議の議事録

1 運営会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)出席者総数(委任者数も記載)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は選任された会議出席者が作成する。

## 第27条 役員会の構成

役員会は役員で構成される。

## 第28条 役員会の権能

役員会は以下の項目について決議する。

(1)総会及び運営会議の議題

(2)その他、運営に関する重要事項

## 第29条 役員会の開催

役員会は必要に応じ代表が招集する。但し、役員の2分の1以上から開催の要求があったとき、代表は役員会を招集しなければならない。

## 第30条 役員会の招集

代表は前条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

## 第31条 役員会の定足数

役員会は第27条に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

## 第32条 役員会の決議

役員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し可否同数の時は代表の決するところによる。

## 第33条 役員会の表決権

1 各役員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により役員会を欠席する場合は、他の構成員に表決を委任することができる。

3 役員会の決議に関して、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

## 第34条 役員会の議事録

1 役員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)出席者総数(委任者数も記載)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は選任された会議出席者が作成する。

# 第5章 専門委員会

## 第35条 運営委員会について

本会に運営委員会を設ける。

1 運営委員の選出

各登録団体は、運営会議で定める運営委員を必ず2名以上派遣しなければならない。

運営委員は各団体関係者であること。但し、運営会議にて推挙及び承認された者はその限りではない。

## 2 運営委員の職務

(1)運営委員は本会の主催・主管する事業の運営に運営委員として携わりその職務を執行する。

(2)運営委員は各団体の本会運営関連に関する事項の窓口となる。

(3)運営委員は運営会議に出席し登録団体としての意見を述べることができる。

## 3 運営委員の報酬

運営委員は第10条に準じ、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(1)本会が主催・主管する事業に運営委員として携わった場合。

(2)その他、職務執行のために必要とされる場合。

## 4 仮登録団体について

仮登録団体に関しても上記の通り、同様に運営委員を派遣しなければならない。

# 第36条 審判委員会について

本会に審判委員会を設ける。

## 1 審判委員の選出

各登録団体は、運営会議で定める審判委員を必ず1名以上派遣しなければならない。

(1)委員は審判資格4級以上の有資格者であること。

(2)各団体関係者であること。但し、運営会議にて推挙及び承認された者はその限りではない。

## 2 審判委員の職務

(1)審判委員は本会の主催・主管する事業の運営に審判員として携わりその職務を執行する。

(2)審判委員は各団体の審判関連に関する事項の窓口となる。

(3)審判委員は運営会議に出席し審判委員としての意見を述べることができる。但し、議決権は有さない。

## 3 審判委員の報酬

審判委員は第10条に準じ、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(1)本会が主催・主管する事業に審判員として携わった場合。

(2)その他、職務執行のために必要とされる場合。

## 4 仮登録団体について

仮登録団体は審判部の企画・運営する事業に積極的な参加を義務とする(出席率50%以上を義務とする。)

# 第37条 技術委員会について

本会に育成・技術委員会を設ける。

## 1 技術委員の選出

各登録団体は、運営会議で定める技術委員を必ず1名以上派遣しなければならない。

(1)委員はD級コーチ資格以上の有資格者であること。

(2)各団体関係者であること。但し、運営会議にて推挙及び承認された者はその限りではない。

また、技術委員と育成委員は兼ねることができ、どちらか1名を各団体より選出する。

## 2 技術委員の職務

(1)技術委員は本会主催・主管する事業の運営に技術委員として携わりその職務を執行する。

(2)技術委員は各団体の技術関連に関する事項の窓口となる。

(3)技術委員は運営会議に出席し技術委員としての意見を述べることができる。

但し、議決権は有さない。

## 3 技術委員の報酬

技術委員は第10条に準じ、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(1)本会が主催・主管する事業に技術委員として携わった場合。

(2)その他、職務執行のために必要とされる場合、

#### 4 仮登録団体について

仮登録団体は技術委員会の企画・運営する事業に積極的な参加を義務とする。

### 第6章 登録団体

#### 第38条 登録団体

本会の登録団体を仮登録団体と正登録団体の2種類とする。

#### 第39条 正登録団体

正登録団体は、1年間以上の活動実績のある団体で、正式に登録団体として運営会議で認められた団体で総会にて承認される。

#### 第40条 仮登録団体

- 1 仮登録団体は、新規登録団体や再登録をした団体、または運営会議にて正登録団体不適と認定された団体とする。
- 2 仮登録団体についての詳細は以下の通りとなる。
  - (1)仮登録団体は原則として1年間の活動実績により正登録団体として認められる。但し、1年間の活動実績を総会にて正登録団体不適とみなされた場合は退会または仮登録団体継続とする。
  - (2)仮登録団体は正登録団体同様に本会主催事業に参加することができる。
  - (3)仮登録団体は正登録団体同様に本会規約及び細則の厳守と義務を果たさなければならない。
  - (4)仮登録団体に関しては、年度途中であっても登録不適とみなされる行為(言動等)があった場合は運営会議の決議を経て退会となる。尚、その際それまでに支払われた費用に関して返金されない。
  - (5)その他の事項に関しては、運営会議にて審議及び決議される。

### 第7章 退会及び除名

#### 第41条 退会

登録団体は退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。尚、年度途中の退会については、それまで支払われた費用の返金はしない。

#### 第42条 除名

- 1 登録団体が次の各号のひとつに該当する場合は代表者会議の決議によりこれを除名することができる。
  - (1)規約及び細則に違反したとき。
  - (2)本会及び本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により登録団体を除名しようとする場合は、議決の前に当該団体に弁明の機会を与えなければならない。

### 第8章 会費及び事業年度

#### 第43条 会費

登録団体は総会において別に定める年会費および参加費を納入しなければならない。

#### 第44条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第45条 会計年度

本会の事業計画に伴う収支予算は毎事業年度ごとに会計が作成し総会の決議を経なければならない。

### 第9章 付 則

#### 第46条 細則

この規約に記載されていない事項及び目的達成のために行われる事業を円滑に運営するため、細則を別に定めることとし、それらのすべては運営会議で審議し決議され、代表がこれを定める。

この規約及び細則は2023年3月18日より施行される。

この規約及び細則は2024年3月30日より施行される。

この規約及び細則は2025年3月29日より施行される。

# 三鷹市少年サッカー連盟 <細則>

本会の規定に記載されていない事項及び目的達成のために行われる事業を円滑に運営するため、細則をここに定めることとし(規定、付則 第47条)それらのすべては運営会議で審議し決議され、代表がこれを定める。

## 第1条 団体登録条件

本会に登録しようとする団体は、三鷹市に所在地を置く少年少女サッカーチームであり、三鷹市民で構成されるチームであること。構成員の80%以上が三鷹市在住・在学者であること。

但し、正登録団体に関して構成員の条件を満たせない場合で団体登録の継続申請希望があった場合は、運営会議にて審議され承認を得た場合はその限りでは無い。

## 第2条 団体構成について

本会に団体登録を行う場合は以下の条件を満たすこと。

### (1)代表者

各団体に1名、その団体を代表する者を置かなければなれない。

### (2)連絡者

各団体に1名、連絡を受け取る窓口として連絡者を置かなければなれない。尚、代表者と連絡者は兼ねることができない。

### (3)運営委員

各団体より2名の運営委員を派遣しなければならない。尚、運営委員は代表者及び連絡者と兼ねることができる。

### (4)帯同審判員

各団体から帯同審判員(審判資格4級以上)4名の登録を必要とする。

### (5)審判委員

各団体から1名の審判委員(審判資格4級以上資格取得者)を派遣しなければならない。

### (6)技術委員

各団体から1名の技術委員(D級コーチ以上資格取得者)を派遣しなければならない。

### (7)登録しようとする団体は運営会議で定める書類を代表に提出し申し込まなければならない。

### (8)その他、登録の際に必要と運営会議で決議された事項。

## 第3条 代表者の権能

各団体代表者は登録団体を代表し、総会にて議決権を有する。但し、仮登録団体の代表者に関しては、総会の出席のみとし、議決権は有さない。

## 第4条 会場責任担当について

各団体はリーグ会場の責任担当を行わなければならない。

### 1 会場責任者の選出

各登録団体は、運営会議で定める会場責任担当を必ず派遣しなければならない。

### (1)各団体は当番表に基づき、チーム内にて適任となる会場責任者2名以上を派遣すること。

尚、会場責任者は、審判及び指導者資格を有する者とする。

### (2)会場責任者は他団体の担当者と協力し、リーグの円滑な運営に努めること。

### 2 会場責任者の権能

会場責任者はその日の会場におけるリーグ運営等の決定権を有する。

### (1)リーグ実施に関する事項の決定権

### (2)会場内での諸問題に対する対処及び決定権

### (3)その他、当日のリーグ運営に関する決定事項

## **第5条 大会運営について(Mリーグ・市民種目別大会、等)**

1 本会主催・主管の大会及び試合当日の会場準備、片付けについては、各チーム協力しあい行う事

(1)準備時間に遅れないよう集合すること。

(2)片付けは積極的にみんなで行うこと。

(3)片付けは競技場内だけでなく、応援席及び選手席周辺のゴミ等も各チームで見回すこと。

2 会場の使用規則やマナーを守ること。

(1)ゴミは各自で管理し持ち帰ること。

(2)駐輪場の約束ごとを守ること。

(3)駐車場への駐車規制(台数、等)、会場周辺の迷惑路上駐車など、車両関係の約束ごとを守ること。

(4)立ち入り禁止場所への進入、危険な行為(石を投げる、壁にボールをぶつける等)はやめること。

(5)施設(トイレ・洗面所・倉庫)を汚したり、用具を壊してしまわないよう注意すること。

(6)他人や他のチームに迷惑となる事はやめること。

(7)その他、グランド注意事項を厳守すること。

3 競技中にすること。

(1)応援やコーチングは決められた場所で行うこと。(ライン沿い。ゴール裏などは厳禁)

(2)ウォーミングアップは決められた場所で行うこと。

(3)応援での悲鳴や罵声はやめること。

(4)関係者以外はむやみに競技場内に立ち入らないこと。

(5)審判員のジャッジに異議を申し立てる行為はやめること。

(6)子ども達が良い環境で試合ができるよう努力すること。

(7)ベンチに入れる者は監督コーチ(5名以内)及び控え選手であること。

4 審判員にすること。

(1)審判員は4級以上の有資格者が行うこと。

(2)審判員は一般的に定められた服装で行うこと。(シャツ・パンツ・ソックス・ワッペン)

(3)決められた人数及び集合時間に遅れないよう準備すること。

## **第6条 その他**

1 学校行事については、学校単位もしくはクラス単位で学校側が主催して行うものと定める。

※但し、地域の活動や行政主催等の活動において、それと同等とみなすものについてはその限りではない。判断については、運営会議にて決定される。

2 ペナルティについて

規約及び細則に定める事項に関して違反行為のある登録団体には、代表よりチームに注意が与えられる。また、その様な行為が度重なる場合は、運営会議にて審議され、何らかのペナルティが課せられる場合があり、必要に応じては運営会議にて審議決議され、規約42条に基づき本会から除名となる。